

有価証券報告書と事業報告等との比較表(日本基準適用)

一般に公表されている記載例やひな型(*1,2,3)及び委託事業(平成30年度産業経済研究委託事業(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方及び企業会計・開示に関する調査研究)を参考に経済産業省が作成

金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定しておりますが、本記載例は平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されておりますのでご注意ください。

別紙1-1

参考にした記載例等
 (*1)有価証券報告書の作成要領(平成30年3月期提出用)(平成30年3月発行 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*2)有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示をより行いやすくなるための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組―(平成30年3月 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*3)会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2016年3月9日一般社団法人 日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会)

会社法根拠条文、参考条文
 施行規則:会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)
 計算規則:会社計算規則(平成18年法務省令第13号)

(※イ) 連結財務諸表作成会社(一定の要件を満たす場合を含む)は、該当項目の一部又は全部が省略可能又は不要とされている。
 (※ロ) 財規第127条により特例財務諸表適用会社は会社計算規則の様式・注記に代えることができる。

有価証券報告書(*1)		事業報告等						備考
項目(※イ)(※ロ)	書類名	WEB開示の可否	経団連のひな型(*3)で例示されている項目名		FASIF有価証券報告書の開示に関する事項(*2)Ⅲ(参考資料)		会社法参考条文	
			中項目	小項目	項目	会社法根拠条文		
表紙								
第一部 企業情報								
第1 企業の概況								
1 主要な経営指標等の推移	事業報告	WEB開示可	1.株式会社の現況に関する事項	1-3.直前三事業年度の財産及び損益の状況	直前三事業年度の財産及び損益の状況	施行規則120条1項6号		
2 沿革	-	-	-	-	-	-		
3 事業の内容	事業報告	WEB開示可	1.株式会社の現況に関する事項	1-5.主要な事業内容	主要な事業内容	施行規則120条1項1号		
4 関係会社の状況	事業報告	WEB開示可	8.特定完全子会社に関する事項	-	特定完全子会社がある場合には、当該特定完全子会社に関する事項	施行規則118条4号		
	事業報告	WEB開示可	9.親会社等との間の取引に関する事項	-	当該株式会社とその親会社等との取引であって、個別注記表において注記を要するものがあるときは、当該取引に関する事項	施行規則118条5号		
	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-7.重要な親会社及び子会社の状況	重要な親会社及び子会社の状況	施行規則120条1項7号		
	附属明細書	-	2.親会社等との間の取引に関する事項	-	-	-	施行規則128条3項	
5 従業員の状況	事業報告	WEB開示可	1.株式会社の現況に関する事項	1-6.主要な営業所及び工場並びに使用人の状況	使用人の状況	施行規則120条1項2号		
第2 事業の状況								
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	事業報告	WEB開示可	7.株式会社の支配に関する基本方針に関する事項	-	当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めているときは、基本方針の内容の概要等	施行規則118条3号		
	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-4.対処すべき課題	対処すべき課題	施行規則120条1項8号		
2 事業等のリスク	事業報告	WEB開示可	10.株式会社の状況に関する重要な事項	-	株式会社の状況に関する重要な事項	施行規則118条1号		
	事業報告	WEB開示可	1.株式会社の現況に関する事項	1-10.その他会社の現況に関する重要な事項	株式会社の現況に関する重要な事項	施行規則120条1項9号		
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	事業報告	WEB開示可	1.株式会社の現況に関する事項	1-8.主要な借入先及び借入額	主要な借入先及び借入額	施行規則120条1項3号		
	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-1.事業の経過及びその成果	事業の経過及びその成果	施行規則120条1項4号		
	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-2.資金調達等についての状況(重要なものに限る。)	資金調達(募集社債の発行及び多額の借財を含む。)についての状況	施行規則120条1項5号イ		
4 経営上の重要な契約等								
吸収合併又は新設合併	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-2.資金調達等についての状況(重要なものに限る。)	吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継についての状況	施行規則120条1項5号ホ		
事業譲渡又は譲受け	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-2.資金調達等についての状況(重要なものに限る。)	事業の譲渡についての状況	施行規則120条1項5号ハ		
	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-2.資金調達等についての状況(重要なものに限る。)	他の会社の事業の譲受けについての状況	施行規則120条1項5号ニ		
事業の賃貸借、経営の委任、損益共通契約、技術援助契約その他経営上の重要な契約	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-1.事業の経過及びその成果	事業の経過及びその成果	施行規則120条1項4号		
	事業報告	WEB開示可	1.株式会社の現況に関する事項	1-10.その他会社の現況に関する重要な事項	株式会社の現況に関する重要な事項	施行規則120条1項9号		
株式交換又は株式移転	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-2.資金調達等についての状況(重要なものに限る。)	他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分についての状況	施行規則120条1項5号ヘ		
	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-2.資金調達等についての状況(重要なものに限る。)	他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分についての状況	施行規則120条1項5号ヘ		
吸収分割又は新設分割	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-2.資金調達等についての状況(重要なものに限る。)	吸収分割又は新設分割についての状況	施行規則120条1項5号ハ		
	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-2.資金調達等についての状況(重要なものに限る。)	吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継についての状況	施行規則120条1項5号ホ		
5 研究開発活動	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-1.事業の経過及びその成果	事業の経過及びその成果	施行規則120条1項4号		
第3 設備の状況								
1 設備投資等の概要	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-2.資金調達等についての状況(重要なものに限る。)	設備投資についての状況	施行規則120条1項5号ロ		
2 主要な設備の状況	事業報告	WEB開示可	1.株式会社の現況に関する事項	1-6.主要な営業所及び工場並びに使用人の状況	主要な営業所及び工場の状況	施行規則120条1項2号		
3 設備の新設、除却等の計画	事業報告		1.株式会社の現況に関する事項	1-2.資金調達等についての状況(重要なものに限る。)	設備投資についての状況	施行規則120条1項5号ロ		
第4 提出会社の状況								
1 株式等の状況								
(1) 株式の総数等								
①株式の総数	事業報告	WEB開示可	2.株式に関する事項	2-2.その他株式に関する重要な事項	株式に関する重要な事項	施行規則122条2号		
②発行済株式								
(2) 新株予約権等の状況								
①ストックオプション制度の内容	事業報告	WEB開示可	3.新株予約権等に関する事項	3-1.会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項	事業年度の末日において会社役員が新株予約権等(職務執行の対価として交付したものを)を有しているときは、会社役員区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び交付した者の人数	施行規則123条1号		
	事業報告	WEB開示可	3.新株予約権等に関する事項	3-2.事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項	事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等(職務執行の対価として交付したものを)があるときは、使用人等区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び交付した者の人数	施行規則123条2号		

有価証券報告書と事業報告等との比較表(日本基準適用)

一般に公表されている記載例やひな型(*1,2,3)及び委託事業(平成30年度産業経済研究委託事業(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方及び企業会計・開示に関する調査研究)を参考に経済産業省が作成

金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定しておりますが、本記載例は平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されておりますのでご注意ください。

別紙1-1

参考にした記載例等
 (*1)有価証券報告書の作成要領(平成30年3月期提出用)(平成30年3月発行 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*2)有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示をより行いやすくなるための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組―(平成30年3月 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*3)会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2016年3月9日一般社団法人 日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会)

会社法根拠条文、参考条文
 施行規則:会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)
 計算規則:会社計算規則(平成18年法務省令第13号)

(※イ)連結財務諸表作成会社(一定の要件を満たす場合を含む)は、該当項目の一部又は全部が省略可能又は不要とされている。
 (※ロ)財規第127条により特例財務諸表適用会社は会社計算規則の様式・注記に代えることができる。

有価証券報告書(*1)		事業報告等							備考
		書類名	WEB開示の可否	経団連のひな型(*3)で例示されている項目名		FASIF有価証券報告書の開示に関する事項(*2)Ⅲ(参考資料)		会社法根拠条文	
項目(※イ)(※ロ)	中項目			小項目	項目	会社法根拠条文	会社法参考条文		
	②ライツプランの内容	-	-	-	-	-	-	-	
	③その他の新株予約権等の状況	事業報告	WEB開示可	3.新株予約権等に関する事項	3-3.その他新株予約権等に関する重要な事項	新株予約権等に関する重要な事項	施行規則123条3号		
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	-	-	-	-	-	-	-	
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	事業報告	WEB開示可	2.株式に関する事項	2-2.その他株式に関する重要な事項	株式に関する重要な事項	施行規則122条2号		
(5)	所有者別状況	-	-	-	-	-	-	-	
(6)	大株主の状況	事業報告	WEB開示可	2.株式に関する事項	2-1.上位10名の株主の状況	上位10名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数及び当該株主の有する株式に係る当該割合	施行規則122条1号		
(7)	議決権の状況	-	-	-	-	-	-	-	
	①発行済株式	-	-	-	-	-	-	-	
	②自己株式等	-	-	-	-	-	-	-	
(8)	役員・従業員株式所有制度の内容	-	-	-	-	-	-	-	
2	自己株式の取得等の状況	-	-	-	-	-	-	-	
	株式の種類等	-	-	-	-	-	-	-	
	(1)株主総会決議による取得の状況	事業報告	WEB開示可	1.株式会社の現況に関する事項	1-9.剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針	剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときにおける取締役会に与えられた権限の行使に関する方針	施行規則126条10号		
	(2)取締役会決議による取得の状況	-	-	-	-	-	-	-	
	(3)株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容	-	-	-	-	-	-	-	
	(4)取得自己株式の処理状況及び保有状況	-	-	-	-	-	-	-	
3	配当政策	事業報告	WEB開示可	1.株式会社の現況に関する事項	1-9.剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針	剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときにおける取締役会に与えられた権限の行使に関する方針	施行規則126条10号		
4	株価の推移	-	-	-	-	-	-	-	
	(1)最近5年間の事業年度別最高・最低株価	-	-	-	-	-	-	-	
	(2)最近6月間の月別最高・最低株価	-	-	-	-	-	-	-	
5	役員の状況	事業報告	-	4.会社役員に関する事項	4-1.氏名	会社役員の氏名	施行規則121条1号		
		事業報告	-	4.会社役員に関する事項	4-2.地位及び担当	会社役員の地位及び担当	施行規則121条2号		
		事業報告	WEB開示可	4.会社役員に関する事項	4-4.辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項	辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項	施行規則121条7号		
		事業報告	WEB開示の可否は記載する項目に応じた取り扱いとなる	4.会社役員に関する事項	有価証券報告書提出日現在在籍している会社役員の場合に準ずる。	直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降当該事業年度の末日までに在任していた会社役員(当該事業年度の末日までに辞任し、又は解任された者を含む。)であって、有価証券報告書提出日現在在任していないものの氏名又は名称その他の事項	施行規則119条2号、121条		
		事業報告	WEB開示可	4.会社役員に関する事項	4-3.重要な兼職の状況	会社役員の重要な兼職の状況	施行規則121条8号		
		事業報告	WEB開示可	4.会社役員に関する事項	4-10.その他会社役員に関する重要な事項	会社役員に関する重要な事項	施行規則121条11号		
		附属明細書	-	1.会社役員他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細	-	-	-	施行規則128条2項	
6	コーポレート・ガバナンスの状況等	-	-	-	-	-	-	-	
(1)	コーポレート・ガバナンスの状況	-	-	-	-	-	-	-	
	企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由	事業報告	WEB開示可	1.株式会社の現況に関する事項	1-10.その他会社の現況に関する重要な事項	株式会社の現況に関する重要な事項	施行規則120条1項9号		
	その他企業統治に関する事項(内部統制システムの整備状況、リスク管理体制の整備の状況、子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)	事業報告	WEB開示可	6.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項	6-1.決議の内容の概要	取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の整備についての決定又は決議の内容の概要	施行規則118条2号		
		事業報告	WEB開示可	6.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項	6-2.体制の運用状況の概要	当該体制の運用状況の概要	施行規則118条2号		
責任限定契約の内容の概要	責任限定契約の内容の概要	事業報告	WEB開示可	4.会社役員に関する事項	4-7.責任限定契約に関する事項	取締役又は監査役が締結している責任限定契約の内容の概要	施行規則121条3号		
		事業報告	WEB開示可	4.会社役員に関する事項	4-7.責任限定契約に関する事項	責任限定契約によって取締役又は監査役の職務の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合におけるその内容	施行規則121条3号		
		事業報告	WEB開示可	4.会社役員に関する事項	4-7.責任限定契約に関する事項	会計参与が締結している責任限定契約の内容の概要	施行規則125条		
		事業報告	WEB開示可	4.会社役員に関する事項	4-7.責任限定契約に関する事項	責任限定契約によって会計参与の職務の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合におけるその内容	施行規則125条		
		事業報告	WEB開示可	5.会計監査人に関する事項	5-5.責任限定契約に関する事項	会計監査人が締結している責任限定契約の内容の概要	施行規則126条7号		
		事業報告	WEB開示可	5.会計監査人に関する事項	5-5.責任限定契約に関する事項	責任限定契約によって会計監査人の職務の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合におけるその内容	施行規則126条7号		
		事業報告	WEB開示可	6.業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項	6-1.決議の内容の概要	取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の整備についての決定又は決議の内容の概要	施行規則118条2号		
内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続	内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続	事業報告	WEB開示可	4.会社役員に関する事項	4-5.財務及び会計に関する相当程度の知見	監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実	施行規則121条9号		
		事業報告	WEB開示可	4.会社役員に関する事項	4-6.常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由	監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における常勤の監査等委員又は監査委員の選定の有無及びその理由	施行規則121条10号		
		事業報告	WEB開示可	4.会社役員に関する事項	4-6.常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由	監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における常勤の監査等委員又は監査委員の選定の有無及びその理由	施行規則121条10号		

有価証券報告書と事業報告等との比較表(日本基準適用)

一般に公表されている記載例やひな型(*1,2,3)及び委託事業(平成30年度産業経済研究委託事業(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方及び企業会計・開示に関する調査研究)を参考に経済産業省が作成

金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定しておりますが、本記載例は平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されておりますのでご注意ください。

別紙1-1

参考にした記載例等
 (*1)有価証券報告書の作成要領(平成30年3月期提出用)(平成30年3月発行 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*2)有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示をより行いやすくなるための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組―(平成30年3月 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*3)会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2016年3月9日一般社団法人 日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会)

会社法根拠条文、参考条文
 施行規則:会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)
 計算規則:会社計算規則(平成18年法務省令第13号)

(※イ) 連結財務諸表作成会社(一定の要件を満たす場合を含む)は、該当項目の一部又は全部が省略可能又は不要とされている。
 (※ロ) 財規第127条により特例財務諸表適用会社は会社計算規則の様式・注記に代えることができる。

有価証券報告書(*1)		事業報告等							備考
項目(※イ)(※ロ)	書類名	WEB開示の可否	経団連のひな型(*3)で例示されている項目名		FASIF有価証券報告書の開示に関する事項(*2)Ⅲ(参考資料)		会社法根拠条文	会社法参考条文	
			中項目	小項目	項目	会社法根拠条文			
社外取締役又は社外監査役の員数及び提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係	事業報告	WEB開示可	4. 会社役員に関する事項	4-11. 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項	社外役員が他の法人等の業務執行者であることが重要な兼職に該当する場合は、当該株式会社と当該他の法人等との関係	施行規則124条1項1号			
	事業報告	WEB開示可	4. 会社役員に関する事項	4-12. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項	社外役員が他の法人等の社外役員を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、当該株式会社と当該他の法人等との関係	施行規則124条1項2号			
	事業報告	WEB開示可	4. 会社役員に関する事項	4-13. 自然人である親会社等、事業報告作成会社又は事業報告作成会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係(会社が知っているものうち、重要なものに限る。)	社外役員が当該株式会社等の業務執行社員等の配偶者等であることを当該株式会社等が知っているときは、その事実	施行規則124条1項3号			
	事業報告	WEB開示可	4. 会社役員に関する事項	4-14. 各社外役員の主な活動状況	各社外役員の当該事業年度における主な活動状況	施行規則124条1項4号			
	事業報告	WEB開示可	4. 会社役員に関する事項	4-16. 親会社等、親会社等の子会社等又は子会社等からの役員報酬等の総額	社外役員が当該株式会社等の親会社等若しくは当該親会社等の子会社等又は当該株式会社等の子会社から報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額	施行規則124条1項7号			
	事業報告	WEB開示可	4. 会社役員に関する事項	4-17. 記載内容についての社外役員の意見	社外役員についての施行規則124条1項1号から7号までに掲げる事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときにおけるその意見の内容	施行規則124条1項8号			
社外取締役又は社外監査役の機能、独立性の基準等	-	-	-	-	-	-			
社外取締役の選任に代わる体制及び理由	事業報告		4. 会社役員に関する事項	4-18. 社外取締役を置くことが相当でない理由	監査役会設置会社(大会社に限る。)であってその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由	施行規則124条2項			
役員の報酬等	事業報告		4. 会社役員に関する事項	4-8. 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額	取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額	施行規則121条4号、5号			
	事業報告		4. 会社役員に関する事項	4-9. 各会社役員等の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項	各会社役員等の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定の方法及びその方針の内容の概要	施行規則121条6号			
	事業報告	WEB開示可	4. 会社役員に関する事項	4-15. 社外役員等の報酬等の総額	社外役員等の報酬等の総額	施行規則124条1項5号、6号			
	事業報告	WEB開示可	4. 会社役員に関する事項	4-10. その他会社役員に関する重要な事項	会社役員に関する重要な事項	施行規則121条11号			
株式の保有状況	-	-	-	-	-	-			
業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査年数、補助者の構成等	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5-1. 氏名又は名称	会計監査人の氏名又は名称	施行規則126条1号			
	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5-9. 解任又は不再任の決定の方針	会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	施行規則126条4号			
	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5-3. 現在の業務停止処分に関する事項	会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を超過しない者であるときは、当該処分に係る事項	施行規則126条5号			
	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5. 会計監査人に関する事項	会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項	施行規則126条6号			
	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項	辞任した会計監査人又は解任された会計監査人に関する事項	施行規則126条9号			
	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5. 会計監査人に関する事項	当該事業年度の末日までに在任している会計監査人の場合に準ずる	当該事業年度の初日から末日までに在任した会計監査人であって、当該事業年度の末日までに辞任し、又は解任されたものの報酬等の額その他の事項	施行規則126条2号等	施行規則126条3号、5~8号	
(2) 監査報酬の内容等									
① 監査公認会計士等に対する報酬の内容	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5-6. 各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由	各会計監査人の報酬等の額	施行規則126条2号			
	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5-6. 各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由	各会計監査人の報酬等について監査役が会社法399条1項の同意をした理由	施行規則126条2号			
	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5-8. 企業集団全体での報酬等	会計監査人である公認会計士又は監査法人に当該株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	施行規則126条8号イ			
② その他重要な報酬の内容	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5-8. 企業集団全体での報酬等	会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当該株式会社の子会社の計算関係書類の監査をしているときにおけるその事実	施行規則126条8号ロ			
③ 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容	事業報告	WEB開示可	5. 会計監査人に関する事項	5-7. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の内容	会計監査人に対して公認会計士法2条1項の業務以外の業務(非監査業務)の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容	施行規則126条3号			
④ 監査報酬の決定方針	-	-	-	-	-	-			

有価証券報告書と事業報告等との比較表(日本基準適用)

一般に公表されている記載例やひな型(*1,2,3)及び委託事業(平成30年度産業経済研究委託事業(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方及び企業会計・開示に関する調査研究)を参考に経済産業省が作成

金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定しておりますが、本記載例は平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されておりますのでご注意ください。

別紙1-1

参考にした記載例等
 (*1)有価証券報告書の作成要領(平成30年3月期提出用)(平成30年3月発行 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*2)有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示をより行いやすくなるための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組―(平成30年3月 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*3)会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2016年3月9日一般社団法人 日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会)

会社法根拠条文、参考条文
 施行規則:会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)
 計算規則:会社計算規則(平成18年法務省令第13号)

(※イ) 連結財務諸表作成会社(一定の要件を満たす場合を含む)は、該当項目の一部又は全部が省略可能又は不要とされている。
 (※ロ) 財規第127条により特例財務諸表適用会社は会社計算規則の様式・注記に代えることができる。

有価証券報告書(*1)		事業報告等							備考
項目(※イ)(※ロ)	書類名	WEB開示の可否	経団連のひな型(*3)で例示されている項目名		FASF有価証券報告書の開示に関する事項(*2)Ⅲ(参考資料)		会社法参考条文		
			中項目	小項目	項目	会社法根拠条文			
第5 経理の状況									
1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について	-	-	-	-	-	-	-	-	
2. 監査証明について	-	-	-	-	-	-	-	-	
3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて	-	-	-	-	-	-	-	-	
1 連結財務諸表等									
(1) 連結財務諸表									
① 連結貸借対照表	連結計算書類	WEB開示可	第1 連結貸借対照表			連結貸借対照表		計算規則61条イ	
② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書(2計算書方式)									
連結損益計算書	連結計算書類	WEB開示可	第2 連結損益計算書			連結損益計算書		計算規則61条ロ	
連結包括利益計算書	-	-	-	-	-	-	-	-	
② 連結損益及び包括利益計算書(1計算書方式)	-	-	-	-	-	-	-	-	
③ 連結株主資本等変動計算書	連結計算書類	WEB開示可	第3 連結株主資本等変動計算書			連結株主資本等変動計算書		計算規則61条ハ	
④ 連結キャッシュ・フロー計算書	-	-	-	-	-	-	-	-	
注記事項	連結注記表	WEB開示可	第4 連結注記表						
(継続企業の前提に関する事項)	連結注記表	WEB開示可	1. 継続企業の前提に関する注記			継続企業の前提に関する注記		計算規則98条1項1号、100条	
(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等			連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記		計算規則98条1項2号、102条	
連結の範囲に関する事項	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-1. 連結の範囲に関する事項		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項1号	
持分法の適用に関する事項	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-2. 持分法の適用に関する事項		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項2号	
連結子会社の事業年度等に関する事項	-	-	-	-		-	-	-	
会計方針に関する事項	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-3. 会計方針に関する事項		-	-	-	
重要な資産の評価基準及び評価方法	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-3-(1). 資産の評価基準及び評価方法		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項3号イ	
重要な減価償却資産の減価償却の方法	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-3-(2). 固定資産の減価償却の方法		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項3号ロ	
重要な引当金の計上基準	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-3-(3). 引当金の計上基準		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項3号ハ	
退職給付に係る会計処理の方法	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項3号ニ	
重要な収益及び費用の計上基準	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項3号ニ	
重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項3号ニ	
重要なヘッジ会計の方法	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項3号ニ	
のれんの償却方法及び償却期間	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項3号ニ	
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	-	-	-	-		-	-	-	
その他連結財務諸表作成のための重要な事項	連結注記表	WEB開示可	2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項		-	-	計算規則98条1項2号、102条1項3号ニ	
(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)	連結注記表	WEB開示可	-	-		-	-	計算規則98条1項2号、102条2項	
(会計方針の変更等)	連結注記表	WEB開示可	3. 会計方針の変更に関する注記			会計方針の変更に関する注記		計算規則98条1項3号、102条の2	
(未適用の会計基準等)	連結注記表	WEB開示可	-	-		-	-	-	
(会計上の見積りの変更)	連結注記表	WEB開示可	5. 会計上の見積りの変更に関する注記			会計上の見積りの変更に関する注記		計算規則98条1項5号、102条の4	
(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合)	-	-	-	-		-	-	-	
(修正再表示)	連結注記表	WEB開示可	-	-		誤謬の訂正に関する注記		計算規則98条1項6号、102条の5	
(表示方法の変更)	連結注記表	WEB開示可	4. 表示方法の変更に関する注記			表示方法の変更に関する注記		計算規則98条1項4号、102条の3	
(追加情報)	連結注記表	WEB開示可	13. その他の注記			その他の注記		計算規則98条1項19号、116条	

有価証券報告書と事業報告等との比較表(日本基準適用)

一般に公表されている記載例やひな型(*1,2,3)及び委託事業(平成30年度産業経済研究委託事業(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方及び企業会計・開示に関する調査研究)を参考に経済産業省が作成

金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定しておりますが、本記載例は平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されておりますのでご注意ください。

別紙1-1

参考にした記載例等
 (*1)有価証券報告書の作成要領(平成30年3月期提出用)(平成30年3月発行 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*2)有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示をより行いやすくなるための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組―(平成30年3月 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*3)会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2016年3月9日一般社団法人 日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会)

会社法根拠条文、参考条文
 施行規則:会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)
 計算規則:会社計算規則(平成18年法務省令第13号)

(※イ) 連結財務諸表作成会社(一定の要件を満たす場合を含む)は、該当項目の一部又は全部が省略可能又は不要とされている。
 (※ロ) 財規第127条により特例財務諸表適用会社は会社計算規則の様式・注記に代えることができる。

有価証券報告書(*1)		事業報告等						
項目(※イ)(※ロ)	書類名	WEB開示の可否	経団連のひな型(*3)で例示されている項目名		FASIF有価証券報告書の開示に関する事項(*2)Ⅲ(参考資料)		備考	
			中項目	小項目	項目	会社法根拠条文		会社法参考条文
(連結貸借対照表関係)						連結貸借対照表に関する注記	計算規則98条1項7号、103条	
非連結子会社及び関連会社に対する株式・及び社債等	-	-	-	-	-	-	-	
資産の金額から直接控除している引当金の額	連結注記表	WEB開示可	6. 連結貸借対照表に関する注記	6-2. 資産から直接控除した引当金	-	-	-	計算規則98条1項7号、103条2号
有形固定資産の減価償却累計額(直接控除方式の場合)	連結注記表	WEB開示可	6. 連結貸借対照表に関する注記	6-3. 資産に係る減価償却累計額	-	-	-	計算規則98条1項7号、103条3号
減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨(合算表示の場合)	連結注記表	WEB開示可	6. 連結貸借対照表に関する注記	6-4. 資産に係る減損損失累計額	-	-	-	計算規則98条1項7号、103条4号
事業用土地の再評価に関する注記	連結注記表	WEB開示可	6. 連結貸借対照表に関する注記	6-6. 土地の再評価	-	-	-	計算規則98条1項7号、土地の再評価に関する法律10条
担保資産及び担保債務	連結注記表	WEB開示可	6. 連結貸借対照表に関する注記	6-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	-	-	-	計算規則98条1項7号、103条1号
偶発債務	連結注記表	WEB開示可	6. 連結貸借対照表に関する注記	6-5. 保証債務	-	-	-	計算規則98条1項7号、103条5号
特別目的会社の債務等の区分表示	-	-	-	-	-	-	-	
工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金	-	-	-	-	-	-	-	
企業結合に係る特別勘定	-	-	-	-	-	-	-	
契約による積立金	-	-	-	-	-	-	-	
特別法上の準備金等	-	-	-	-	-	-	-	
(連結損益計算書関係)								
販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額	-	-	-	-	-	-	-	
一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費	-	-	-	-	-	-	-	
減損損失	-	-	-	-	-	-	-	
工事損失引当金繰入額	-	-	-	-	-	-	-	
たな卸資産の帳簿価額の切下げ	-	-	-	-	-	-	-	
企業結合に係る特定勘定の取崩益	-	-	-	-	-	-	-	
(連結包括利益計算書関係)								
(連結株主資本等変動計算書関係)								
発行済株式の種類及び総数	連結注記表	WEB開示可	7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記	7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記	-	-	-	計算規則98条1項9号、106条1号
自己株式の種類及び株式数	-	-	-	-	-	-	-	
新株予約権等に関する事項	連結注記表	WEB開示可	7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記	7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記	-	-	-	計算規則98条1項9号、106条3号
配当に関する事項	連結注記表	WEB開示可	7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記	7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記	-	-	-	計算規則98条1項9号、106条2号
(連結キャッシュ・フロー計算書関係)								
(リース取引関係)								
(金融商品関係)								
(有価証券関係)								
(デリバティブ取引関係)								
(退職給付関係)								
確定給付制度に基づく退職給付	-	-	-	-	-	-	-	
確定拠出制度に基づく退職給付	-	-	-	-	-	-	-	
複数事業主制度に基づく退職給付	-	-	-	-	-	-	-	
(ストック・オプション等関係)								
(税効果会計関係)								
(企業結合等関係)								
取得による企業結合	-	-	-	-	-	-	-	
共通支配下の取引等	-	-	-	-	-	-	-	
共同支配企業の形成	-	-	-	-	-	-	-	
事業分離における分離元企業の注記	-	-	-	-	-	-	-	
事業分離における分離先企業の注記	-	-	-	-	-	-	-	
子会社の企業結合	-	-	-	-	-	-	-	
(資産除去債務関係)								
(賃貸等不動産関係)	連結注記表	WEB開示可	9. 賃貸等不動産に関する注記	9. 賃貸等不動産に関する注記	-	-	-	計算規則98条1項13号、110条
(公共施設等運営事業関係)								
(別記事業)								
(セグメント情報等)								
(関連当事者情報)								
(開示対象特別目的会社関係)	連結注記表	WEB開示可	10. 開示対象特別目的会社に関する注記	10. 開示対象特別目的会社に関する注記	-	-	-	計算規則98条1項2号、102条1項1号 ホ
(親会社又は重要な関連会社)								

有価証券報告書と事業報告等との比較表(日本基準適用)

一般に公表されている記載例やひな型(*1,2,3)及び委託事業(平成30年度産業経済研究委託事業(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方及び企業会計・開示に関する調査研究)を参考に経済産業省が作成

金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定しておりますが、本記載例は平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されておりますのでご注意ください。

別紙1-1

参考にした記載例等
 (*1)有価証券報告書の作成要領(平成30年3月期提出用)(平成30年3月発行 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*2)有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示をより行いやすくなるための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組―(平成30年3月 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*3)会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2016年3月9日 一般社団法人 日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会)

会社法根拠条文、参考条文
 施行規則:会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)
 計算規則:会社計算規則(平成18年法務省令第13号)

(※イ)連結財務諸表作成会社(一定の要件を満たす場合を含む)は、該当項目の一部又は全部が省略可能又は不要とされている。
 (※ロ)財規第127条により特例財務諸表適用会社は会社計算規則の様式・注記に代えることができる。

有価証券報告書(*1)			事業報告等					備考
項目(※イ)(※ロ)	書類名	WEB開示の可否	経団連のひな型(*3)で例示されている項目名		FASF有価証券報告書の開示に関する事項(*2)Ⅲ(参考資料)			
			中項目	小項目	項目	会社法根拠条文	会社法参考条文	
(1株当たり情報)			11.1株当たり情報に関する注記		1株当たり情報に関する注記	計算規則98条1項16号、113条		
1株当たり純資産額	連結注記表	WEB開示可	11.1株当たり情報に関する注記		-	-	計算規則98条1項16号、113条1号、3号	
1株当たり当期純利益	連結注記表	WEB開示可	11.1株当たり情報に関する注記		-	-	計算規則98条1項16号、113条2号、3号	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-	-	-	-	-		
(重要な後発事象)	連結注記表	WEB開示可	12.重要な後発事象に関する注記		重要な後発事象に関する注記	計算規則98条1項17号、114条		
重要な後発事象	連結注記表	WEB開示可	-	-	-	-		
企業結合に関する重要な後発事象等	連結注記表	WEB開示可	-	-	-	-		
事業分離に関する重要な後発事象等	連結注記表	WEB開示可	-	-	-	-		
子会社の企業結合に関する後発事象等	連結注記表	WEB開示可	-	-	-	-		
⑤連結附属明細表								
(社債明細表)	-	-	-	-	-	-		
(借入金等明細表)	-	-	-	-	-	-		
(資産除去債務明細表)	-	-	-	-	-	-		
(2)その他	-	-	-	-	-	-		
2 財務諸表等								
(1) 財務諸表								
① 貸借対照表(※ロ)	計算書類		第1 貸借対照表		貸借対照表	会社法435条2項		
② 損益計算書(※ロ)	計算書類		第2 損益計算書		損益計算書	会社法435条2項		
製造原価明細書(※イ)	-	-	-	-	-	-		
③ 株主資本等変動計算書(※ロ)	計算書類	WEB開示可	第3 株主資本等変動計算書		株主資本等変動計算書	計算規則59条1項		
④ キャッシュ・フロー計算書(※イ)	-	-	-	-	-	-		
注記事項	個別注記表	WEB開示可	第4 個別注記表					
(継続企業の前提に関する事項)	個別注記表	WEB開示可	1.継続企業の前提に関する注記		継続企業の前提に関する注記	計算規則98条1項1号、100条		
(重要な会計方針)(※ロ)	個別注記表	WEB開示可	2.重要な会計方針に係る事項に関する注記		重要な会計方針に係る事項に関する注記	計算規則98条1項2号、101条		
資産の評価基準及び評価方法	個別注記表	WEB開示可	2.重要な会計方針に係る事項に関する注記	2-1.資産の評価基準及び評価方法			計算規則98条1項2号、101条1号	
有価証券の評価基準及び評価方法	-	-	-	-	-	-		
たな卸資産の評価基準及び評価方法	-	-	-	-	-	-		
固定資産の減価償却の方法	個別注記表	WEB開示可	2.重要な会計方針に係る事項に関する注記	2-2.固定資産の減価償却の方法			計算規則98条1項2号、101条2号	
繰延資産の処理方法	-	-	-	-	-	-		
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	-	-	-	-	-	-		
引当金の計上基準	個別注記表	WEB開示可	2.重要な会計方針に係る事項に関する注記	2-3.引当金の計上基準			計算規則98条1項2号、101条3号	
収益及び費用の計上基準	個別注記表	WEB開示可	2.重要な会計方針に係る事項に関する注記	2-4.収益及び費用の計上基準			計算規則98条1項2号、101条4号	
ヘッジ会計の方法	-	-	-	-	-	-		
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	-	-	-	-	-	-		
その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	個別注記表	WEB開示可	2.重要な会計方針に係る事項に関する注記	2-5.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項			計算規則98条1項2号、101条5号	
(会計方針の変更等)(※イ)	個別注記表	WEB開示可	3.会計方針の変更に関する注記		会計方針の変更に関する注記	計算規則98条1項3号、102条の2		
(未適用の会計基準等)(※イ)	-	-	-	-	-	-		
(会計上の見積りの変更)(※ロ)	個別注記表	WEB開示可	5.会計上の見積りの変更に関する注記		会計上の見積りの変更に関する注記	計算規則98条1項5号、102条の4		
(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合)	-	-	-	-	-	-		
(修正再表示)	個別注記表	WEB開示可	-	-	誤謬の訂正に関する注記	計算規則98条1項6号、102条の5		
(表示方法の変更)(※イ)(※ロ)	個別注記表	WEB開示可	4.表示方法の変更に関する注記		表示方法の変更に関する注記	計算規則98条1項4号、102条の3		
(追加情報)	個別注記表	WEB開示可	16.その他の注記		その他の注記	計算規則98条1項19号、116条		
(貸借対照表関係)	個別注記表	WEB開示可	-	-	貸借対照表に関する注記	計算規則98条1項7号、103条	(注1)	
親会社株式に係る注記(※ロ)	個別注記表	WEB開示可	6.貸借対照表に関する注記	6-8.親会社株式	-	-	計算規則98条1項7号、103条9号	
資産の金額から直接控除している引当金の額(※イ)	個別注記表	WEB開示可	6.貸借対照表に関する注記	6-2.資産から直接控除した引当金	-	-	計算規則98条1項7号、103条2号	
有形固定資産の減価償却累計額(直接控除方式の場合)(※イ)	個別注記表	WEB開示可	6.貸借対照表に関する注記	6-3.資産に係る減価償却累計額	-	-	計算規則98条1項7号、103条3号	
減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨(合算表示の場合)(※イ)	個別注記表	WEB開示可	6.貸借対照表に関する注記	6-4.資産に係る減損損失累計額	-	-	計算規則98条1項7号、103条4号	
関係会社に対する資産及び負債(※ロ)	個別注記表	WEB開示可	6.貸借対照表に関する注記	6-6.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	-	-	計算規則98条1項7号、103条6号	
事業用土地の再評価に関する注記(※イ)	個別注記表	WEB開示可	6.貸借対照表に関する注記	6-9.土地の再評価	-	-	計算規則98条1項7号、土地の再評価に関する法律10条	
担保資産及び担保付債務(※ロ)	個別注記表	WEB開示可	6.貸借対照表に関する注記	6-1.担保に供している資産及び担保に係る債務	-	-	計算規則98条1項7号、103条1号	
偶発債務(※ロ)	個別注記表	WEB開示可	6.貸借対照表に関する注記	6-5.保証債務	-	-	計算規則98条1項7号、103条5号	

有価証券報告書と事業報告等との比較表(日本基準適用)

一般に公表されている記載例やひな型(*1,2,3)及び委託事業(平成30年度産業経済研究委託事業(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方及び企業会計・開示に関する調査研究)を参考に経済産業省が作成

金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定しておりますが、本記載例は平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されておりますのでご注意ください。

別紙1-1

参考にした記載例等
 (*1)有価証券報告書の作成要領(平成30年3月期提出用)(平成30年3月発行 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*2)有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示をより行いやすくなるための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組―(平成30年3月 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*3)会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2016年3月9日 一般社団法人 日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会)

会社法根拠条文、参考条文
 施行規則:会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)
 計算規則:会社計算規則(平成18年法務省令第13号)

(※イ) 連結財務諸表作成会社(一定の要件を満たす場合を含む)は、該当項目の一部又は全部が省略可能又は不要とされている。
 (※ロ) 財規第127条により特例財務諸表適用会社は会社計算規則の様式・注記に代えることができる。

有価証券報告書(*1)			事業報告等					備考
項目(※イ)(※ロ)	書類名	WEB開示の可否	経団連のひな型(*3)で例示されている項目名		FASIF有価証券報告書の開示に関する事項(*2)Ⅲ(参考資料)			
			中項目	小項目	項目	会社法根拠条文	会社法参考条文	
工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
企業結合に係る特別勘定(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法上の準備金等	-	-	-	-	-	-	-	-
新株式申込証拠金	-	-	-	-	-	-	-	-
	個別注記表	WEB開示可	6. 貸借対照表に関する注記	6-7. 取締役、監査役(執行役)に対する金銭債権及び金銭債務	-	-	-	計算規則98条1項7号、103条7号、8号
(損益計算書関係)	個別注記表	WEB開示可	7. 損益計算書に関する注記		損益計算書に関する注記		計算規則98条1項8号、104条	
関係会社との取引(※ロ)	個別注記表	WEB開示可	-	-	-	-	-	計算規則98条1項8号、104条
販売費及び一般管理費の内訳	附属明細書	-	3. 販売費及び一般管理費の明細		(附属明細書)販売費及び一般管理費の明細		計算規則117条3号	
一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産売却損益の内訳	-	-	-	-	-	-	-	-
減損損失(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
工事損失引当金繰入額(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
たな卸資産の帳簿価額の切下げ(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
企業結合に係る特定勘定の取崩益(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
(株主資本等変動計算書関係)			8. 株主資本等変動計算書に関する注記		株主資本等変動計算書に関する注記		計算規則105条2号	(注2)
発行済株式の種類及び総数(※イ)	個別注記表	WEB開示可	-	-	-	-	-	計算規則98条1項9号、105条1号
自己株式の種類及び総数(※イ)	個別注記表	WEB開示可	-	-	-	-	-	計算規則98条1項9号、105条2号
新株予約権等に関する事項(※イ)	個別注記表	WEB開示可	-	-	-	-	-	計算規則98条1項9号、105条4号
配当に関する事項(※イ)	個別注記表	WEB開示可	-	-	-	-	-	計算規則98条1項9号、105条3号
(キャッシュ・フロー計算書関係)(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
(金融商品関係)(※イ)	個別注記表	WEB開示可	-	-	-	-	-	計算規則98条1項12号、109条
(有価証券関係)	-	-	-	-	-	-	-	-
(デリバティブ取引関係)(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
(親会社又は重要な関連会社)	-	-	-	-	-	-	-	-
(退職給付関係)(※イ)								
確定給付制度に基づく退職給付(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
確定拠出制度に基づく退職給付(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
複数事業主制度に基づく退職給付(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
(ストック・オプション等関係)(※イ)								
(税効果会計関係)	個別注記表	WEB開示可	9. 税効果会計に関する注記		税効果会計に関する注記		計算規則98条1項10号、107条	
(企業結合等関係)(※イ)								
取得による企業結合(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
逆取得となる企業結合(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
段階取得となる企業結合(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
共通支配下の取引等(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
子会社が親会社を吸収合併した場合(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
共同支配企業の形成(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業分離における分離元企業の注記(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業分離における分離先企業の注記(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
(持分法損益等)	個別注記表	WEB開示可	11. 持分法損益に関する注記		持分法損益等に関する注記		計算規則98条1項14号、111条	
(リース取引関係)(※イ)	個別注記表	WEB開示可	10. リースにより使用する固定資産に関する注記		リースにより使用する固定資産に関する注記		計算規則98条1項11号、108条	(注2)
(資産除去債務関係)(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
(賃貸等不動産関係)(※イ)	個別注記表	WEB開示可	-	-	-	-	-	計算規則98条1項13号、110条
(公共施設等運営事業関係)(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
(指定法人)	-	-	-	-	-	-	-	-
(セグメント情報等)(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
(関連当事者情報)(※イ)	個別注記表	WEB開示可	12. 関連当事者との取引に関する注記		関連当事者との取引に関する注記		計算規則98条1項15号、112条	(注2)
(1株当たり情報)(※イ)			13. 1株当たり情報に関する注記		1株当たり情報に関する注記		計算規則98条1項16号、113条	(注2)
1株当たり純資産額(※イ)	個別注記表	WEB開示可	-	-	-	-	-	計算規則98条1項16号、113条1号、3号
1株当たり当期純損益金額(※イ)	個別注記表	WEB開示可	-	-	-	-	-	計算規則98条1項16号、113条2号、3号
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
(重要な後発事象)	個別注記表	WEB開示可	14. 重要な後発事象に関する注記		重要な後発事象に関する注記		計算規則98条1項17号、114条	
重要な後発事象	-	-	-	-	-	-	-	-
企業結合に関する重要な後発事象等(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業分離に関する重要な後発事象等(※イ)	-	-	-	-	-	-	-	-
	個別注記表	WEB開示可	15. 連結配当規制適用会社		連結配当規制適用会社に関する注記		計算規則98条1項18号、115条	

有価証券報告書と事業報告等との比較表(日本基準適用)

一般に公表されている記載例やひな型(*1,2,3)及び委託事業(平成30年度産業経済研究委託事業(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方及び企業会計・開示に関する調査研究)を参考に経済産業省が作成

金融庁において、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を予定しておりますが、本記載例は平成30年12月28日時点の規定に基づいて作成されておりますのでご注意ください。

別紙1-1

参考にした記載例等
 (*1)有価証券報告書の作成要領(平成30年3月期提出用)(平成30年3月発行 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*2)有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示をより行いやすくなるための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組―(平成30年3月 公益財団法人財務会計基準機構)
 (*3)会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)(2016年3月9日一般社団法人 日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会)

会社法根拠条文、参考条文
 施行規則:会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)
 計算規則:会社計算規則(平成18年法務省令第13号)

(※イ) 連結財務諸表作成会社(一定の要件を満たす場合を含む)は、該当項目の一部又は全部が省略可能又は不要とされている。

(※ロ) 財規第127条により特例財務諸表適用会社は会社計算規則の様式・注記に代えることができる。

有価証券報告書(*1)				事業報告等					備考	
項 目 (※イ)(※ロ)				書類名	WEB開示の可否	経団連のひな型(*3)で例示されている項目名		FASF有価証券報告書の開示に関する事項(*2)Ⅲ(参考資料)		
				中項目	小項目	項目	会社法根拠条文	会社法参考条文		
			⑤附属明細表						計算規則117条	
			(有価証券明細表)	-	-	-	-	-	-	
			(有形固定資産等明細表)(※ロ)	附属明細書	-	1.有形固定資産及び無形固定資産の明細		(附属明細書)有形固定資産及び無形固定資産の明細	計算規則117条1号	
			(引当金明細表)(※ロ)	附属明細書	-	2.引当金の明細		(附属明細書)引当金の明細	計算規則117条2号	
			(資産除去債務明細表)(※イ)	-	-	-		-	-	
			-	附属明細書	-	4.その他の重要な事項		(附属明細書)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項	計算規則117条柱書き	
			(2) 主な資産及び負債の内容(※イ)	-	-	-		-	-	
			(3) その他	-	-	-		-	-	
			第6 提出会社の株式事務の概要	-	-					
			第7 提出会社の参考情報							
			提出会社の親会社等の情報	-	-	-		-	-	
			その他の参考情報	-	-	-		-	-	
第二部			提出会社の保証会社等の情報	-	-	-		-	-	
			監査報告書							
			独立監査人の監査報告書及び内部統制報告書	監査報告書	WEB開示可	-		-	-	計算規則134条2項
			-	監査報告書	WEB開示可	-		-	-	計算規則134条2項
			独立監査人の監査報告書	監査報告書	WEB開示可	-		-	-	計算規則133条1項3号口
			-	監査報告書	WEB開示可	-		-	-	計算規則133条1項2号口

備考欄

(注1) 貸借対照表に関する注記のうち、取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権又は金銭債務があるときにおけるその総額に関する注記(計算規則98条1項7号、103条7号、8号)については、計算書類のみ要求されている事項

(注2) 有価証券報告書においては、連結財務諸表を作成している場合には注記を要しないとされているが、計算書類においては注記が求められている事項